

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(連結申告用)

《令和4年4月1日以後終了連結事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書(連結申告用)」を作成する際にご参照ください。

なお、連結納税制度の適用を受けている法人は、原則として、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度から連結納税制度に代えてグループ通算制度の適用を受けることとなり、通算法人として申告を行うこととなります。通算法人として申告を行う場合の適用額明細書は「適用額明細書(連結申告以外の申告用)」を使用し、記載要領についても「適用額明細書の記載の手引(連結申告以外の申告用)」をご参照ください。

令和4年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

**電子帳簿等保存制度を利用することで、
次のような方法で経理のデジタル化が可能です**

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法

🔍 検索



凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成22年政令第67号)
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法
平成31年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法
令和2年改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)
令和2年改正前措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法
旧令和2年改正前措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)第12条の規定による改正前の令和2年改正前措置法
令和2年旧措置法施行令	法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
令和2年改正前震災特例法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)
令和2年旧沖特令	法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第12条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第151号)

(注) この手引は、令和4年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	6
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	7
1	書面で提出する場合の記載要領	7
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	10
3	事業種目・業種番号一覧表	13
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	16
	別表一の二次葉 各連結事業年度の連結所得に係る申告書	16
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(普通法人)	
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(協同組合等)	
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	
	別表六の二(五) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	18
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)	
	別表六の二(六) 中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	19
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除)	
	別表六の二(九) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)	
	別表六の二(十一) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	21
	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(十二) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	22
	沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)	
	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(十三) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六の二(十四) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	25

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十五) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	26
地域経済牽引事業 ^{けん} の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十六) 地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	27
地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十七) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	28
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(十八) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十) 中小連結法人が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
中小連結法人が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十一) 国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	31
国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十二) 中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	32
中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十四) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	33
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六の二(二十五) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	34
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（情報技術事業適応設備の取得等をした場合）	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（生産工程効率化等設備等の取得等をした場合）	
別表七の二付表六 認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例に関する明細書	35
認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例	
別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	36
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書	37
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	38
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の	

損金算入又は益金算入に関する明細書	39
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(七) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書	40
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	
別表十の二(一) 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書	41
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	
別表十の二(二) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書	42
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	
別表十の二(三) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	44
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	45
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	47
中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入	
別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	48
特定災害防止準備金の損金算入	
別表十二(八) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	49
原子力発電施設解体準備金の損金算入	
別表十二(九) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書	50
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	
別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	51
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	52
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	53
中部国際空港整備準備金の損金算入	
別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	54
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	

別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	55
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	56
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	58
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え)	
(日本船舶から日本船舶への買換え)	
(特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	61
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	62
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
別表十三(八) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	63
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
別表十三(九) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	64
技術研究組合の連結所得の計算の特例	
別表十三(十) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	65
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(六) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	67
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	68
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書又は	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	69
特別償却及び割増償却	
(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却)	
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(地域経済牽引事業 ^{けん} の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却)	
(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却)	

(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却)
 (事業適応設備を取得した場合等の特別償却)
 (特定船舶の特別償却)
 (港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却)
 (被災代替資産等の特別償却)
 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)
 (特定事業継続力強化設備等の特別償却)
 (共同利用施設の特別償却)
 (環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)
 (沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却))
 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
 (沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
 (沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却)
 (特定地域における産業振興機械等の割増償却)
 (医療用機器等の特別償却)
 (障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却)
 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)
 (輸出事業用資産の割増償却)
 (特定都市再生建築物の割増償却)
 (倉庫用建物等の割増償却)
 (特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・ 77

事業適応設備を取得した場合等の特別償却(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合)
 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・ 78

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)、別表十六(五)又は別表十六(六)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合
 (準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内・・・・・・・・・・・・ 83

I 租特透明化法の概要等

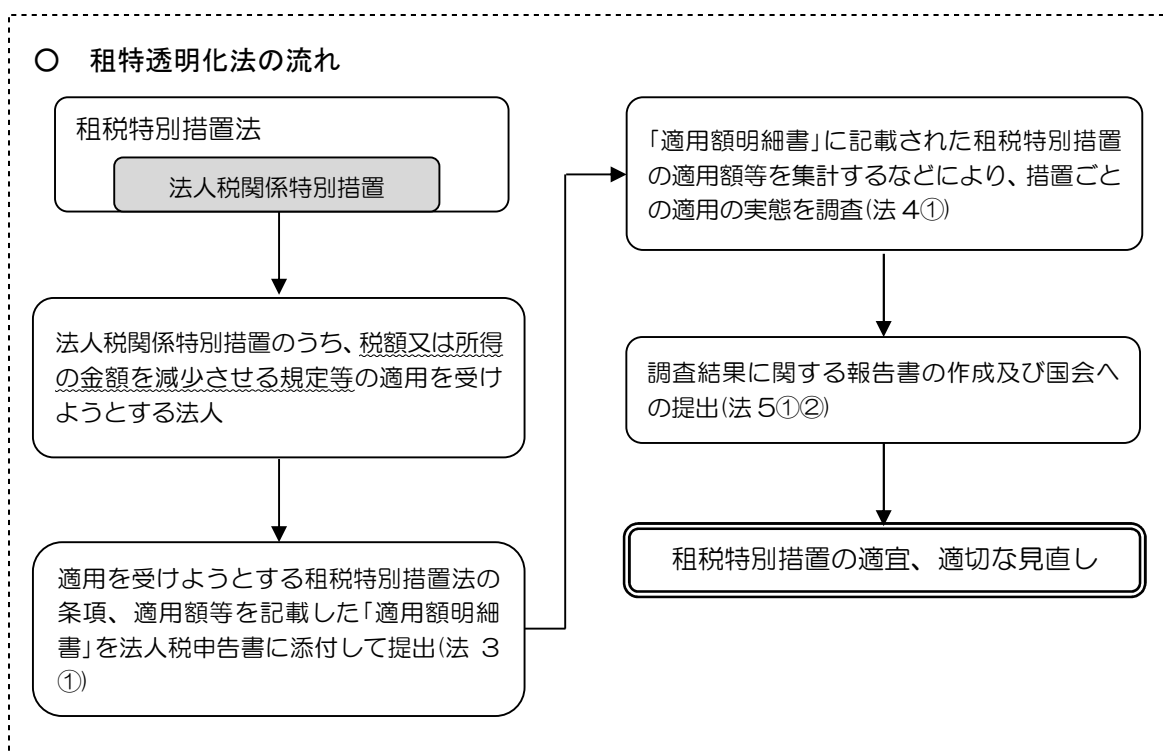
1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法1)。

この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法3①)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど、措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法4①、5①②)。

○ 租特透明化法の流れ



Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令 2)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードが可能です(掲載場所は、P83(IV「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内)をご参照ください。)

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「連結所得金額又は連結欠損金額」等は別表一の二に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする連結事業年度の「適用額明細書」の記載の手引を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」(区分番号「10369」)

連結所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

④ 「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

令和2年改正前震災特例法及び令和2年旧沖特令第63条の4の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 令和2年改正前震災特例法及び令和2年旧沖特令第63条の4の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、令和2年改正前震災特例法第25条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて特別試験研究費の額に係る税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による特別試験研究費の額に係る税額控除の金額と区分がされずに別表六の二(九)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六の二(九)に記載した金額をそのまま転記してください。

Q13

連結納税制度に代えてグループ通算制度の適用を受けることとなった法人が添付する「適用額明細書」の様式は、どの様式を使用すればよいですか？

A13 令和4年3月31日において連結親法人に該当する内国法人及び同日の属する連結親法人事業年度終了の日においてその内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、同日の翌日において、グループ通算制度の承認があったものとみなすこととされています。

このため、連結納税制度の適用を受けている法人は、原則として、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度から連結納税制度に代えてグループ通算制度の適用を受けることとなり、通算法人として申告を行うこととなります。通算法人として申告を行う場合の「適用額明細書」は様式第一「適用額明細書(連結申告以外の申告用)」を使用し、記載要領については「適用額明細書の記載の手引(連結申告以外の申告用)」をご参照ください。

Q14

区分番号一覧表の「令和2年改正前措置法」欄の「令和2年改正前措置法」とは何ですか？

A14 令和2年改正法において、連結納税制度をグループ通算制度に移行する改正が行われており、当該改正の施行日は令和4年4月1日とされています。当該改正後の租税特別措置法等の規定は、法人の同日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、当該改正前の租税特別措置法の規定が適用されます。租特透明化法においては、令和2年改正法による当該改正前の租税特別措置法を「令和2年改正前措置法」と定義しています。

Q15

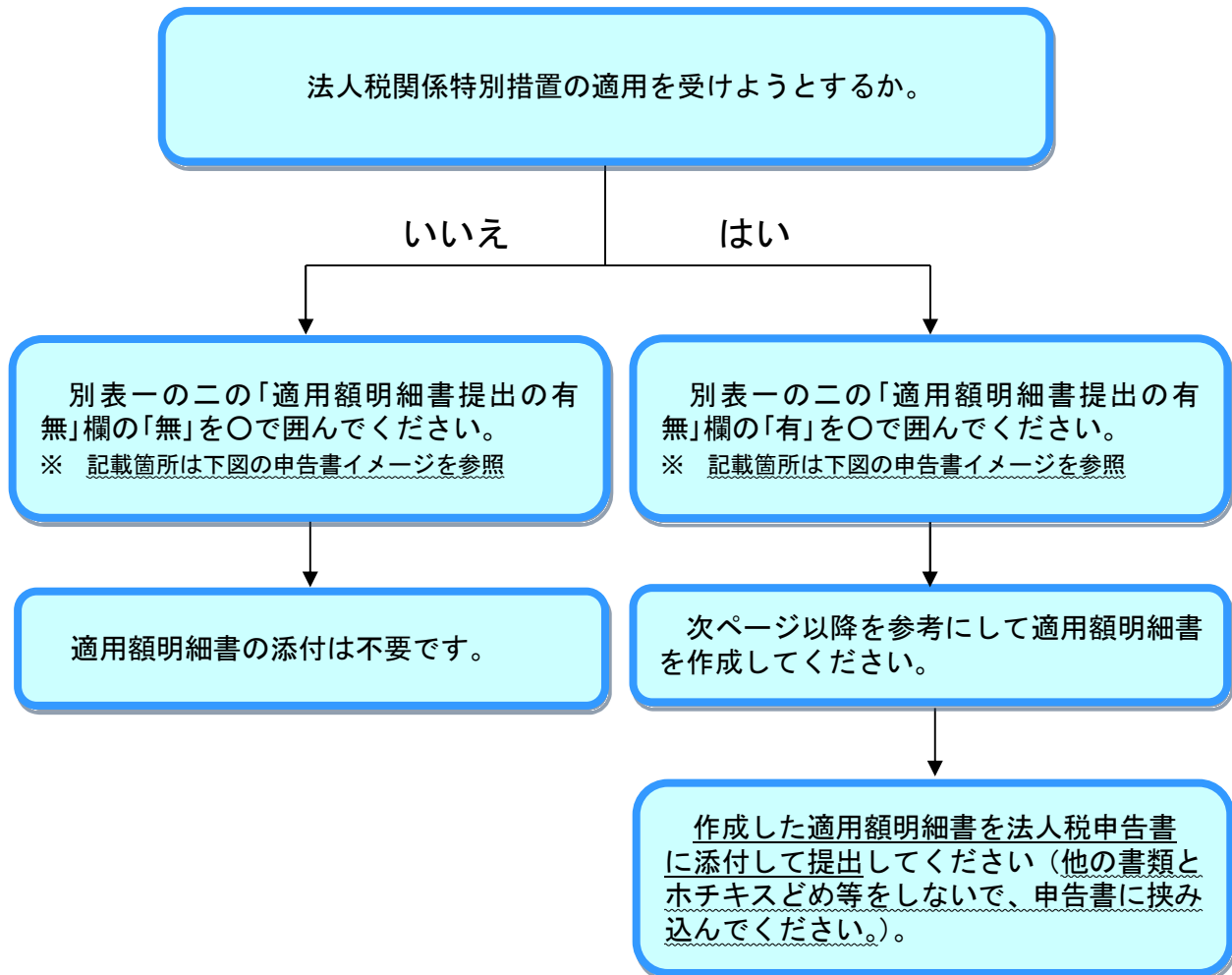
「令和2年改正前措置法」の適用を受ける場合、「租税特別措置法の条項」の欄はどのように記載すればよいですか？

A15 連結法人の連結親法人事業年度が令和4年4月1日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税につき法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、「令和2年改正前措置法」の規定を適用することとされています。したがって、連結申告をする連結法人には、現行の租税特別措置法の規定は適用されず、全て「令和2年改正前措置法」の規定が適用されます。

適用額明細書の記載については、様式第二の「租税特別措置法の条項」の欄は、区分番号一覧表の「令和2年改正前租税特別措置法の条項」の欄に掲げる条項を記載してください。なお、条項の前に「令和2年改正前租税特別措置法」の記載は必要ありません。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



（参考：別表一の二の「適用額明細書提出の有無」欄の位置）

別表一の二の「適用額明細書提出の有無」欄の位置を示す図。図は、法人税申告書の様式を示しており、右側の「別表一の二」の欄に「適用額明細書提出の有無」という項目があり、「有」と「無」の2つの選択肢がある。また、その下の「税理士法第30条の書面提出有」と「税理士法第33条の2の書面提出有」の欄にも「有」と「無」の2つの選択肢がある。図は、これらの欄に「有」または「無」を○で囲んで記入するよう指示している。

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一の二の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P 16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈記載例〉

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

【別表一の二の記載内容】

令和 5 年 2 月 28 日 ① 麹町 税務署長殿		3500	⑦ 00123456	⑨ 0456789
納税地 ② 東京都千代田区霞が関 3-1-1	電話 (03) 3581-4161	法人区分 ⑧ 100,000,000 円	⑩ 0456789	
フリガナ ③ カシカ イノ コギ イノ	代表者 株式会社 国税商事	同区分 ④ 9999999999999999	⑤ 04 年 01 月 01 日	
代表者 国税 太郎	住所 東京都中央区築地 5-3-1	旧納税地及び 旧法人名等	⑥ 5000000000	
代表者 住所	住所	添付書類	⑦ 04 年 12 月 31 日	
令和 04 年 01 月 01 日	令和 04 年 12 月 31 日	連結事業年度分の法人税 連結確定 申告書	適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。	
連結事業年度分の地方税法 連結確定 申告書	税理士法第30条	税理士法第33条	適用額明細書の提出の有無	
連結事業年度分の法人税 連結確定 申告書	税理士法第30条	税理士法第33条	適用額明細書の提出の有無	
連結事業年度分の地方税法 連結確定 申告書	税理士法第30条	税理士法第33条	適用額明細書の提出の有無	

【別表一の二次葉の記載内容】

連結事業年度等 04・1・1 04・12・31	法人名 株式会社 国税商事	別表一の二次葉 令四・四・一以後終了連結事業
法人税額の計算		
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額	⑫ 8,000,000	(50)の15%、16%又は19%相当額 53 1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	⑩	⑪
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	⑪	⑫

⑩ 租税特別措置法の条項欄: 「第68条の8第1項第1号」
 ⑪ 「区分番号」欄: 「10369」
 ⑫ 「適用額」欄: 「50」欄の金額

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第二

令和 5 年 2 月 28 日

① 麴町 税務署長殿

平成 04 年 01 月 01 日

⑤

平成 04 年 12 月 31 日

連結事業年度分の適用額明細書

(当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03) 3581-4161

(フリガナ) カブシキシャ コケイイシヨウジ

③ 株式会社 国税商事

法人番号 ④ 9999999999999999

期末現在の
資本金の額又は
出資金の額 ⑧ 1000000000

連結所得金額又は
連結欠損金額 ⑥ 500000000

⑨ 0456789

⑦ 00123456

提出枚数 01 枚 うち 01 枚目

事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 令和 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 第 68 条の 8 第 1 項 第 1 号	⑪ 10369	⑫ 80000000
第 68 条の 36 第 1 項 第 号	10342	73000000

(参考) 区分番号「10342」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成28年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成28年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成28年旧措置法 第 68 条 の 36 第 1 項 第 号

○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
- (参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P12の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」)。)をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

The image shows a sample of a tax notice (申告のお知らせ) from the tax authority. It contains the following information:

- Header: [所管] 1 [課税目] 3500 [課税高] 100 [課税]
- Text: ※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。
- Text: 別表一の二の連結申告書
- Text: 東京都千代田区霞が関 3-1-1
- Text: 株式会社 国税商事
- Text: 代表取締役 国税 太郎 殿
- Text: 203-00001 00123456
- Text: 連結グループ整理番号 0456789
- Text: 上記の番号は、連結親法人(連結グループ)の整理番号です。
- Text: 税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。
- Text: << 申告のお知らせ >>
- Text: 連結親法人整理番号
- Text: 令和 04 年 1 月 1 日
- Text: 令和 04 年 12 月 31 日
- Text: 連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について

- (4) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
- (参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
 - なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(以下【適用額明細書の入力画面】の青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

【別表一の二の入力画面】

令和 5 年 2 月 28 日
〒100-0001 東京都千代田区千代田 3-1-1
電話 (03) 3581-4181
法人区分 ① (特定の基
法人を指す。)

連結法人
整理番号 3500
法人区分 ① (特定の基
法人を指す。)

納税地 東京都千代田区千代田 3-1-1
電話 (03) 3581-4181
法人区分 ① (特定の基
法人を指す。)

連結法人
整理番号 3500
法人区分 ① (特定の基
法人を指す。)

代表者 国税 太郎
住所 東京都中央区築地 5-3-1

令和 4 年 1 月 1 日 連結事業年度分の法人税 連結確定
課税事業年度分の地方法人税 連結確定
令和 4 年 12 月 31 日 (連結中間申告の 令和 年 月 日)
場合の計算期間 令和 年 月 日

適用額明細書の提出の有無 有 ①
適用額明細書の提出の有無 有 ①

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一の二次葉の入力画面】

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下
の金額 50 ④ 8,000,000 (50)の 15%、16%又は 19%相当額 53 1,200,000
((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)

(1)のうち特例税率の適用がある協同組合
等の年10億円相当額を超える金額 51 0.00 (51)の 22%相当額 54

その他の ②

「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の8第1項の表の第1号」
「区分番号」欄: 「10369」 ③
「適用額」欄: 「50」欄の金額

連結所 (93) 58 0.00 (58)の 10.3%相当額 58

別表一の二次葉 令四・四・一 以後

【適用額明細書の入力画面】

様式第二

令和 5 年 2 月 28 日

自 令和 4 年 1 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書
至 令和 4 年 12 月 31 日 (☒ 当初提出分 ・ ☐ 再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (03) 3581-4181

提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

連結親法人名 株式会社 国税商事
法人番号 8 9999 9999 9999

事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 年 月 日

期末現在の高本金の額は 10,000,000 円
連結関係金額又は連結欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第68条の36 第1項第1号	③ 10369	④ 8,000,000 円
第68条の36 第1項第1号	10342	730,000

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載する。

(参考) 区分番号「10342」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成28年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成28年旧措置法」等を入力してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成28年旧措置法
第68条の36第1項第1号

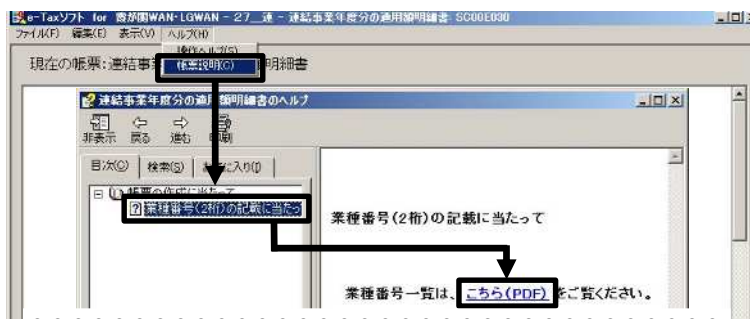
○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
- (参考1) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に記載された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- 「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一の二連結申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	←
東京都千代田区霞が関3-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	
殿	
麴町 税務署長	
令和04年01月01日	連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について
令和04年12月31日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その	

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業	皮革製品	16		
	調味料		窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17		
	精穀、製粉			セメント・同製品			
	砂糖			建設用粘土製品、耐火物			
	菓子			陶磁器・同関連製品			
	パン類			その他の窯業・土石製品			
	清涼飲料		鉄鋼業	鉄鋼	18		
	酒類			鋳鉄鋳物			
	畜産食料品		非鉄金属製造業	非鉄金属	19		
	その他の食料品						
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	金属製品製造業	構築用金属製品	20		
	紡績			金属打抜き・プレス加工			
	ねん糸			被覆、彫刻、その他の金属表面処理			
	くぎ、ボルト、ナット、線材製品						
織物業	綿・スフ織物	03				その他の金属製品	
	絹・人絹織物		金属加工機械	21			
	毛織物		繊維機械				
	その他の織物		農業用機械				
ニット製造業	ニット	04	建設機械				
染色整理業	染色整理	05			産業用機械		
その他の繊維工業		06			事務用・サービス用・民生用機械器具		
					その他の機械		
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、校服	07	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22		
	婦人、子供服			電子機器			
	ワイシャツ、下着		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23		
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		通信機械器具製造業	通信機械器具	24		
	その他の繊維製品						
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
	木製容器			鉄道車両			
	その他の木製品			自転車・オートバイ			
家具、装備品製造業	家具	09				船舶	
	建具			その他の輸送用機械器具			
	その他の家具・装備品						
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	理化学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等	26		
	紙製容器		光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27		
	その他のパルプ・紙製品		時計・同部品製造業	時計・同部品	28		
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29		
	印刷			事務用品			
	製版、製本、その他の印刷物加工			貴金属製品			
	楽器、レコード						
化学工業	化学肥料	12				装身具、装飾品	
	有機化学工業製品		プラスチック製品				
	化学繊維		その他の製造				
	油脂加工品、石けん、塗料等						
	医薬品						
その他の化学工業							
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	米穀類	31		
	その他の石油製品			野菜、果物			
石炭製品製造業	石炭製品	14				食肉	
ゴム製品製造業	ゴム製品	15				生鮮魚介そう	
						その他の農水畜産物	
				酒類			
				乾物			

事 業 種 目		業種番号	事 業 種 目		業種番号			
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41			
	その他の飲食料品			野菜、果物				
繊維品卸売業	生糸、繭、原系繊維品	32		繊維品小売業		菓子、パン類	42	
	呉服、太物					米穀類		
	その他の織物			料理品		衣服、身の回り品小売業	その他の飲食料品	43
	洋服類			呉服				
	寝具類		洋服地					
	靴、履物		寝具類	家具、建具、じゅう器小売業	男子既製服		44	
	かばん、袋物		男子注文服					
	下着類		婦人・子供服					
	小間物		靴					
洋品雑貨、その他の繊維品	履物							
建築材料卸売業	木材、竹材	33	家具、建具、じゅう器小売業	洋品雑貨	45			
	セメント			小間物				
	板ガラス			その他の衣服・身の回り品				
	その他の建築材料			家具、建具				
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34		家具、建具、じゅう器小売業		金物	46	
	荒物					荒物		
	陶磁器・ガラス器		陶磁器、ガラス器					
	その他のじゅう器		家庭用電気機械器具					
医薬品、化粧品卸売業	医薬品	35	医薬品、化粧品小売業		その他のじゅう器	47		
	化粧品			医薬品				
機械器具卸売業	一般機械器具	36	百貨店	化粧品	48			
	自動車・同部品			百貨店				
	輸送用機械器具		趣味、娯楽用品等小売業	各種商品小売	49			
	精密機械器具			スポーツ用品				
	電気・通信機械器具			がん具、娯楽用品				
鉱物、金属材料卸売業	石炭	37	趣味、娯楽用品等小売業	楽器、レコード	50			
	石油			貴金属製品、宝石				
	鉱物			その他の趣味・娯楽用品等				
	鉄鋼							
	非鉄金属							
貿易業	貿易	38	その他の小売業	燃料	51			
	輸出			書籍、雑誌				
	輸入			文房具、紙				
その他の卸売業	紙、紙製品	39		総合建設業		中古品	52	
	再生資源					農機具		
	家庭用金物					写真機、写真材料		
	建築用金物					時計、眼鏡		
	薪炭類					自動車、自転車		
	肥料					土産物		
	文房具					その他の小売		
	がん具、娯楽用品					一般土木建築工事		
	貴金属製品、宝石		土木工事					
その他の卸売	建築工事							
飲食料品小売業	各種食料品	41	職別建設業	木造建築工事	53			
	酒			職別土木建築工事				
	食肉			電気・通信工事				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78
	その他の設備工事			日本料理	
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理	
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理	
	ハイヤー、タクシー			すし	
道路貨物運送業	貨物自動車	63		そば、うどん	
	その他の道路貨物運送			バー	
水運業	水運	64		キャバレー	
倉庫業	倉庫	65		喫茶	
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食	
	電信・電話		旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
電気供給業	電気供給	67		ラブホテル、モーテル	
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68		ホテル、普通旅館	
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69		その他の旅館	
	運輸附帯サービス		農業、林業	81	
	水道		農業		
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業	漁業	82
	洗い張り、染物		金属鉱業	83	
	写真		石炭鉱業	84	
	理髪		原油・天然ガス鉱業	85	
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	浴場			その他の非金属鉱業	
	ソーブランド		銀行・信託業	銀行	87
	駐車場			信用金庫	
	保育所、老人ホーム			信用組合	
	その他の対個人サービス			農業協同組合	
				漁業協同組合	
対事業所サービス業	広告	72	その他の金融業	その他の銀行・信託	88
	物品賃貸			質屋	
	情報サービス、興信所			貸金	
	その他の対事業所サービス			その他の金融	
映画業	映画館	73	証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	映画サービス				
娯楽業	パチンコ	74	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	ゴルフ場		不動産業	建売、土地売買	91
	運動施設			不動産代理仲介	
	その他の娯楽			その他の不動産	
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	教育	99
	医療保健			分類不能	
	医療関連サービス				
	廃棄物処理				
	その他のサービス				
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77			
	電気機械修理				
	その他の修理				

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一の二次葉

「50」又は「52」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二次葉
令四・四・一以後終了連結事業年度等分

法人税額の計算									
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)		50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額		53			
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円× $\frac{1}{12}$		51	000	(51)の22%相当額		54			
その他の連結所得金額 (1)－(50)－(51)		52	000	(52)の20%又は23.2%相当額		55			
地方法人税額の計算									
連結所得の金額に対する法人税額 (33)		56	000	(56)の10.3		P17参照			
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)		57	000	(57)の10.3%相当額					
この申告が修正申告である場合の計算									
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		地方税法の申告額の計算	この申告前の	連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61				課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62				課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000
		法人税額	63				確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外			中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)－(63)若しくは((16) + (64))又は((64)－(28))		65	00	外	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
	この申告前の	連結欠損金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)－(71))若しくは((44) + (72) + (73))又は(((72)－(45)) + ((73)－(45)の外書))		74	00	
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67						

別表一の二次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。
 3 連結親法人が適用除外事業者(*)に該当する普通法人である場合は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。
 (*) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の合計額をその各連結事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（判定連結親法人及びその連結子法人の全てが設立後3年を経過していないことや判定連結親法人又はその連結子法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える連結親法人及びその連結子法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第68条の8第1項の表の第1号	10369 ※1	「50」欄の金額
	第68条の8第1項の表の第2号	10370 ※2	
	第68条の8第1項の表の第3号	10371 ※3	
	第68条の8第2項	10372 ※4	

※1 連結親法人が普通法人であり、当該各連結事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である場合又は資本金若しくは出資金を有していない場合（特定の医療法人である場合を除きます。）

※2 連結親法人が協同組合等（特定の協同組合等を除きます。）である場合

※3 連結親法人が特定の医療法人である場合

※4 連結親法人が特定の協同組合等(*)である場合

(*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限ります。）のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	第68条の100第1項	10382	「50」及び「52」欄の合計金額

別表六の二(五)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

別表六の二(五) 合四・四・一以後終了連結事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				可	
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)					
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15	円
控除額の 対象合計額	2		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	16	
(1)のうち一般試験研究費に係る税額 控除の対象とする特別試験研究費の額の 合計額	3		「22」欄 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第1項」 ② 「区分番号」欄：「10640」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額	17	
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4				
増費比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5		連 結 親 法 人 に 開 始 す る 年 度 連 結 税 額		
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6				
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7				
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8				
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9				
(5) = 0 の場合	10	0.085	算	(16) × (0.25 + (17) + (18))	19
(7) > 9.4%かつ連結親法人事業年度が 令和5年3月31日以前に開始する連結 事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	11		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((15) と (19) のうち少ない金額)	20	
(10) 及び (11) 以外 の 場 合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	12		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の①」)	21	
(9) > 10% の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13				
税 額 控 除 割 合 ((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11) 又は(12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22	

別表六の二(六)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(六) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 事 業 年 度		法人名	
円		円	
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	1	中小連結法人税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
控除対象試験研究費の額の合計額	2	調整前連結税額 (別表一の二「2」)	14
(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3	当期以前に開始する連結事業年度連結税額基準額	0.35
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4		
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5	(7) > 9.4 % の場合	0.35
増減試験研究費の額の合計額 (1) - (5)	6		
増減試験研究費の割合の計算 $\frac{(6)}{(5)}$	7	(9) > 10 % の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16
試験研究費の割合の計算 $\frac{(1)}{(8)}$	9	当期税額基準額 (14) × (((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25) + (17))	18
税割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$ (0.12未満の場合又は(5) = 0の場合は0.12)	10	当期税額控除可能額 ((13) と (18) のうち少ない金額)	19
除割合 (9) > 10 % の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」)	20
税額控除割合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21

「21」欄

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第4項」
 ② 「区分番号」欄：「10641」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

別表六の二(九)

「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書連 結
事 業
年 度・
・
・
・

法人名

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)

可

特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (別表六の二(九)付表「2」)	1	円	特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 (6) + (7) + (8)	9	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)「3」又は(別表六の二(六)「3」)	2		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	10	
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (2)			「14」欄 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第7項」 ② 「区分番号」欄：「10622」 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額		
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3) と別表六の二(九)付表「3」のうち少ない金額)					
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3) - (4)) と別表六の二(九)付表「4」のうち少ない金額)	5		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((9) と (11) のうち少ない金額)	12	
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	6		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の③」)	13	
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(5) \times \frac{25}{100}$	7				
(6) 及び (7) の試験研究以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	8		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (12) - (13)	14	

別表六の二(九)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十一)

「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			

別表六の二(十一) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十二)

「28」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 年 度		法人名		()		
各 連 結 法 人 に お け る 繰 越 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は 0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2		工業用機械等の取得をした各連結法人 の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	22	
	取得価額の合計額 (別表六の二(十二)付表「10」の合計)	3		繰越税額控除限度超過額を有する各連 結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	4		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	24	
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5		結 当 総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25	
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑧」)	27	
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8		当期税額控除額の合計額 (26) - (27)	28	
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9		の 総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29	
	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10		繰越税額控除額の合計額 (各連結法人の(44)の①の合計)	31	
	当期税額控除 (9) - (10)			繰越税額控除額の合計額 (各連結法人の(44)の②の合計)	32	
				繰越税額控除額の合計額 (各連結法人の(44)の③の合計)	33	
				繰越税額控除額の合計額 (各連結法人の(44)の④の合計)	34	
				合 計	35	
				繰越税額控除額の合計額 (別表六の二(三)付表「2の④」)	36	
				繰越税額控除額の合計額 (別表六の二(三)付表「2の⑤」)	37	
				繰越税額控除額の合計額 (別表六の二(三)付表「2の⑥」)	38	
				繰越税額控除額の合計額 (別表六の二(三)付表「2の⑦」)	39	
				合 計	40	
				当期繰越税額控除額の合計額 (35) - (40)	41	
			法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41)	42		
			各税連 結 事 業 年 度 又は 事 業 年 度	前期繰越額又は当 期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (43) - (44)
			①	43	44	45
			②	円	円	外 円
			③			外
			④			外
			計		(17)	
			当期分	(5)	(9)	外
			合 計			

別表六の二(十二) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

P23参照

別表六の二(十二)

「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第1号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第1号)	10476	「28」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第2号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第2号)	10477	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第3号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第3号)	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第4号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第4号)	10479	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第5号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第5号)	10480	

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項 (第42条の9第1項の表の第1号から第5号まで)	10394	「41」欄の金額

別表六の二(十三)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	19	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2						
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十三)付表「11」の合計)	3						
	同上のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4				特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	20	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5						
	(3)のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	21	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7						
	(6)のうち別表六の二(十三)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8						
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9				の 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22	
	税額控除限度額の計算 $((4)-(5)) + ((8)-(9)) \times \frac{15}{100}$ $+ ((5)+(9)) \times \frac{8}{100}$	10						
	税額控除限度額の計算 $((6)-(7)) - ((8)-(9)) \times \frac{14}{100}$ $+ ((7)-(9)) \times \frac{7}{100}$							
	調整前連結税額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$							
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14				の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑨」)	24	
	法 人 税 額 基 準 額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15						
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(15)のうち少ない金額)	16						
	調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17						
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (16) - (17)	18				法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24)	25	

「25」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10490」
 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

別表六の二(十三) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()					
各 連 結 法 人 の 明 細 書	各 連 結 法 人 の 明 細 書	円	円	円					
					個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1			
					調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2			
					取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十四)付表「11」の合計)	3			
					同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4			
					同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5			
					(3)のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6			
					同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7			
					(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8			
					同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9			
					税 額 控 除 限 度 額 の 計 算				
					調整前連結税額基準額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13			
					個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14			
					法 人 税 額 基 準 額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15			
					当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(15)のうち少ない金額)	16			
					調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17			
					法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) - (17)	18			
					連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	19			
特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	20								
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	21								
総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22								
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑩」)	24								
法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24)	25								

別表六の二(十四)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

「25」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10294」
 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

別表六の二(十五)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否							可
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)							
各 連 結 法 人	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	13	円
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	2					
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十五)付表「10」の合計)	3			特 定 事 業 用 機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	14	
	同 上 の うち 機 械 及 び 装 置 並 び に 器 具 及 び 備 品 に 係 る 額	4					
人 に お け る 計 算	同 上 の うち 地 域 の 成 基 盤 強 化 に 著 し く 資 の 用 に 供 し た も の			合 計 額 の 計 算	調 整 前 連 結 税 額		
	税 額 控 除 限 $((4)-(5)) \times \frac{4}{100} + (5) + ((3)-(4)) \times \frac{2}{100}$						
	法 人 税 額 基 準 額 $(16) \times \frac{(1)}{(14)}$	7					
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	8			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(10)の合計)	17	
	法 人 税 額 基 準 額 (7)と(8)のうち少ない金額)	9					
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6)と(9)のうち少ない金額)	10			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	18	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(18) \times \frac{(10)}{(17)}$	11					
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) - (11)	12			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (17) - (18)	19	

「19」欄

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の3第2項」

② 「区分番号」欄：「10582」

③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

別表六の二(十五)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十六)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	------------------	-----	-----

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	12	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2					
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十六)付表「10」の合計)	3			特定建物等の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	13	
	同上のうち移転型計画に係る						
「18」欄 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15第2項」 ② 「区分番号」欄：「10553」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額							
税 額 控 除 限 度 $((3)-(4)) \times \frac{4}{100} + (4) \times \frac{1}{100}$	調整前連結税額基準額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6		合 計 額 の 計 算	総調整前連結税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑫」)	17	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9					
計 算	調整前連結税額超過構成額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10		計 算	法人税額の特別控除額の合計額 (16) - (17)	18	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (9) - (10)	11					

別表六の二(十六) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十七)

「43」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 税 額 控 除 額 の 計 算			
基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「5」の合計)－ (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	1	人	円
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「11」の合計)－ (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0)	2	人	
調 整 後 の 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (1)と(2)のうち少ない数)	3	人	
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	4	円	
特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合 当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「4」の合計)	5	人	
基 準 雇 用 者 割 合 (1) (5)	6	人	
給 与 等 支 給 額 の (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「13」の合計)			
比 較 給 与 等 支 給 額 の (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「14」の合計)			
個 別 特 定 新 規 雇 用 者 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「15」の合計)			
特 定 新 規 雇 用 者 (3)と(9)のうち少ない数)			
個 別 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「18」の合計)			
対 象 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 ((10)と(11)のうち少ない数)	12	人	
個 別 対 象 非 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「23」の合計)	13	人	
合 計	36	人	
者 数	37	人	
額	38	円	
額	39	円	
額	40	円	
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (28)又は(40)	41	円	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の⑬)	42	円	
当 期 税 額 控 除 額 (41)－(42)	43	円	
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 税 額 控 除 額 の 計 算			
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「32」の合計)	44	人	円
地 方 事 業 所 特 別 税 額 控 除 限 度 額 (30万円又は40万円)×((44)－(44の内書))＋(20万円 又は30万円)×(44の内書)＋(各連結法人の別表六の二 (十七)付表二「12」の合計)	45	円	
差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 ((27)又は(39))－(別表六の二(十六)「16」)－(41)	46	円	
当 期 税 額 控 除 額 (47)－(48)	49	円	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	50	円	

「43」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10607」
 ③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

「49」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10608」
 ③ 「適用額」欄：「49」欄の金額

別表六の二(十七) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十八)

「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二(十八)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16	
	特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 (28の計)	3			法 人 税 額 基 準 額 ((15)と(16)のうち少ない金額)	17	
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{40}{100}$	4			当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((14)と(17)のうち少ない金額)	18	
	住 民 税 (別表一の二「5」+「7」)の うち帰せられる金額	5	外		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$	19	
	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「19」)	6			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (18) - (19)	20	
	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「20」)	7			連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	
	仮 計 ((5)と((6)又は(7))のうち多い金額)	8			特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (各連結法人の(1)の合計)	22	
	控 除 対 象 個 別 帰 属 額 等	9					
	住 民 税 額 控 除 の 基 礎 と な る 金 額 (8) $((5) > ((8) - (10))$ 住 民 税 (10)						
計 算	差 引 税 額 控 除 基 準 額 残 額 (4) - (11)	12		可 算 額 の 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(18)の合計)	25	
	特 定 寄 附 金 基 準 額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑮」)	26	
	税 額 控 除 限 度 額 ((12)と(13)のうち少ない金額)	14			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)	27	

「27」欄

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10635」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特 定 寄 附 金 の 額
			28
・	・		円
・	・		
・	・		
計			

別表六の二(二十)

「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21
調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2	特定経営力向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	22
取得価額 (別表六の二(二十))		繰越税額控除限度超過額を有する	
同上のうち連結親法人			
税 額 控 除 $((3)-(4)) \times \frac{7}{100} + (4) \times \frac{7}{100}$			
調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6	期 分 調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑱」)	27
個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」})$	7	当期税額控除額の合計額 $(26) - (27)$	28
法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額	8	の 前 総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」})$	29
当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額	9	総調整前連結税額基準額の残額 $((29) \text{又は} ((29) - (26))) - (\text{別表六の二(十一)「32」} - (\text{別表六の二(十九)「16」}))$	30
調整前連結税額 $(27) \times \dots$		繰越税額 ・ ・ ・ (各連結法人の(40)の①の合計)	31
当期税額 (9) - ()			
繰越税額控除 (39)の計			
調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13	計 分 前年度 繰越税額 ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の⑳」)	35
個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」})$	14	合 計	36
個別帰属額基準額の残額 $((14) \text{又は} ((14) - (9))) - (\text{別表六の二(十一)「16」} - (\text{別表六の二(十九)「7」}))$	15	当期繰越税額控除額の合計額 $(33) - (36)$	37
法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額	16	法人税額の特別控除額の合計額 $(28) + (37)$	38
当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	17	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 前期繰越額又は当期税額控除限度額 当期控除可能額 翌期繰越額 $(39) - (40)$	39 40 41
調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40の①)}{(31)} + (35) \times \frac{(40の②)}{(32)}$	18	・ ・ ・ ①	外 円
当期繰越税額控除額 $(17) - (18)$	19	・ ・ ・ ②	外 円
法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(11) + (19)$	20	計	(17)
		当 期 分	(5) (9) 外
		合 計	

別表六の二(二十)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十一)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額	新規雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「12」の合計)	1	円
	新規雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「19」の合計)	2	
	新規雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3	
	新規雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は0)	4	
	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	5	円
	比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)	6	
	教育訓練費増加額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)		
	教育訓練費増加割合 $\frac{(7)}{(6)}$ (6) = 0 の場合は0)		
	控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「5」の合計)		
	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	10	
	差引控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)	11	
国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第1項」			
② 「区分番号」欄：「10642」			
③ 「適用額」欄：「19」欄の金額			
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	18		
法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19		
各 連 結 法 人 の 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算			
教 育 訓 練 費 の 額	20	円	
連結事業年度又は事業年度	教育訓練費の額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(21) \text{の連結事業年度又は事業年度の月数}}$	
21	22	23	
調整対象年度	円	円	
24			
計			
比較教育訓練費の額	25		
(24の計) ÷ (調整対象年度数)			

別表六の二(二十一) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十二)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()							
雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 の 計 算	雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「1」の合計)	1	円	法 人 税 額 の 特 例 控 除 の 計 算	中 控 小 除 限 額	(4) ≥ 2.5% の場合において、(8) ≥ 10% 若しくは (5) = (7) > 0 のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(11) \times \frac{25}{100}$	12	円		
	比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「18」の合計)	2								
	雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3			同 上 以 外 の 場 合 $(11) \times \frac{15}{100}$ ((4) < 0.015 の場合は 0)	13				
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は 0	4			中小連結法人税額控除限度額 (12) 又は (13)	14				
	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	5	円							
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	比較教育訓練費増加割合 (各連結法人の(20)の合計) $\frac{(5)}{(6)}$ (6) = 0 の場合は 0	8		除 の 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((14) と (16) のうち少ない金額)	17	円			
	控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「32」の合計)	9	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の㊸)	18					
	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「32」の合計)	10		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17) - (18)	19					
差引控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)									11	
各 連 結 法 人 の 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算										
教 育 訓 練 費 の 額					20	円				
連結事業年度又は事業年度		教 育 訓 練 費 の 額		適用年度の月数 (21)の連結事業年度 又は事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (22) × (23)				
21		22		23		24				
調 整 対 象 年 度	・ ・ ・ ・	円		――		円				
	・ ・ ・ ・			――						
計										
比 較 教 育 訓 練 費 の 額 (24の計) ÷ (調整対象年度数)					25					

別表六の二(二十二) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

[illegible]

法人名

()

別表六の二十四 令四・四・一以後終了連結事業年度分

「22」欄

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10638」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

別表六の二(二十五)

「41」、「45」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二(二十五)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否										可
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結税法人が中小連結税法人に該当する連結税法人である場合)										
各 情 報 連 結 事 業 年 度 分	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 生 産 工 程 に 関 連 す る 法 人 税 額 の 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(46) \times \frac{(1)}{(36)}$	25	円	法 人 税 額 の 基 準 額	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	26
	調整前連結税額の個別帰属額 $(37) \times \frac{(1)}{(33)}$	2			個別帰属額基準額の残額	27				
	取得価額の合計額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち産業適応設備に係る額の合計額)									
	同上のうち産業競争力の強化を図るための情報技術事業適応の用に供する設備に係る額									
	税 額 控 除 限 $((3) - (4)) \times \frac{3}{100} + (4) \times \frac{20}{100}$									
	調整前連結税額 $(38) \times \frac{(1)}{(34)}$	6			当期税額控除額 $(29) - (30)$	31				
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7			帰属額	32				
					金額	33				
					各連結法人の(1)の合	34				
					計	35				
に 事 業 適 用 可 否 の 判 断 に 関 する 明 細 書	(9) - (10)	11		各 生 産 工 程 に 関 連 す る 法 人 税 額 の 基 準 額	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	40		法 人 税 額 の 基 準 額	当期税額控除額の合計額 $(39) - (40)$	41
	支出した金額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち産業適応設備に係る額の合計額)	12			総調整前連結税額基準額の残額 (38) 又は $((38) - (39))$	42			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	43
	同上のうち産業競争力の強化を図るための情報技術事業適応の用に供する設備に係る額				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	44			当期税額控除額の合計額 $(43) - (44)$	45
	繰上資産額 $((2) - (13))$				総調整前連結税額基準額の残額 (38) 、 $((38) - (39))$ 又は $((42) - (43))$	46			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)	47
	調整前連結税額 $(38) \times \frac{(1)}{(34)}$				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	48			当期税額控除額の合計額 $(47) - (48)$	49
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	16			法人税額の特別控除額の合計額 $(41) + (45) + (49)$	50				
	個別帰属額基準額の残額 (16) 又は $((16) - (9))$	17								
	法人税額基準額 $((15)$ と (17) のうち少ない金額)	18								
	当期税額控除可能額 (14) と (18) のうち少ない金額)	19								
	調整前連結税額超過構成額 $(44) \times \frac{(19)}{(43)}$	20								
算 出 額	当期税額控除額 $(19) - (20)$	21		各 生 産 工 程 に 関 連 す る 法 人 税 額 の 基 準 額	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	40		法 人 税 額 の 基 準 額	当期税額控除額の合計額 $(39) - (40)$	41
	取得価額の合計額 (別表六の二(二十五)付表「10」のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	22			総調整前連結税額基準額の残額 (38) 又は $((38) - (39))$	42			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	43
	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷低減に係る額				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	44			当期税額控除額の合計額 $(43) - (44)$	45
	生産工程効率化等設備等税額控除限度額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$	24			総調整前連結税額基準額の残額 (38) 、 $((38) - (39))$ 又は $((42) - (43))$	46			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)	47
					調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	48			当期税額控除額の合計額 $(47) - (48)$	49
					法人税額の特別控除額の合計額 $(41) + (45) + (49)$	50				

「41」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（情報技術事業適応設備の取得等をした場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第4項」

② 「区分番号」欄：「10650」

③ 「適用額」欄：「41」欄の金額

「49」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（生産工程効率化等設備等の取得等をした場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第6項」

② 「区分番号」欄：「10652」

③ 「適用額」欄：「49」欄の金額

「45」欄

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第5項」

② 「区分番号」欄：「10651」

③ 「適用額」欄：「45」欄の金額

別表七の二付表六

「5の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例に関する明細書

連 結 事 業 年 度	：	：	法人名	
-------------	---	---	-----	--

別表七の二付表六

令四・四・一以後終了連結事業年度分

欠 損 控 除 前 連 結 所 得 金 額 (別表七の二付表一「1」)	1	円	連 結 所 得 金 額 控 除 限 度 超 過 額 (1) × $\frac{50}{100}$	2	円
特 例 事 業 年 度	個 別 超 過 控 除 対 象 額 の 合 計 額 (各連結法人の(19)の合計額)		超 過 控 除 対 象 額 (26)		(3) + (4)
・	3	円	4		5
・					
・					
計					
各 連 結 法 人 の 個 別 超 過 控 除 対 象 額 及 び 超 過 控 除 対 象 額 の う ち 投 資 の 額 に 対 応 す る 部 分 の 金 額 等 の 計 算					
連 結 法 人 名					
投 資 額 残 額 の 計 算					
投 資 の 額 の 累 計 額	円	投 資 額 残 額	8	円	
前期以前に特例の適用を受けた金のうち当該連結法人の投資の額に 応ずる部分の金額の累計額 (前期以前の(9)の合計額)					
個 別 超 過 控 除 対 象 額					
特 例 事 業 年 度	特例対象特定連結欠損金に係る控除未済額の 個別帰属額 (別表七の二付表一「10」)	(当該特例事業年度の別表七の 二付表一「12」と(別表七の 二付表一「2」-当該特例事業 年度前の別表七の二付表一「 8」の合計額)のうち少ない金 額) (マイナスの場合は0)	除額の個別帰属額 (11) × $\frac{\text{別表七の二付表一「11」}}{\text{別表七の二付表一「12」}}$	能額 ((10) と (別表七の二付表 一「11」) のうち少ない金 額) - (12) (マイナスの場合は0)	投 資 額 残 額 (8) - (当該特例事業年度 前の(28))
・	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円
・					
・					
特 例 事 業 年 度	個 別 超 過 控 除 対 象 額 の 計 算				
	連結所得金額控除限度 超過額 (2) - (当該特例事業年度 前の(5))	個 別 超 過 控 除 限 度 額 ((13) と (14) のうち少ない 金額)	各連結法人の個別超過 控除限度額の合計額 (各連結法人の(16)の合計 額)	連結所得金額控除限度 超過額の個別帰属額 (15) × $\frac{(16)}{(17)}$	個 別 超 過 控 除 対 象 額 ((13) 、 (14) と (18) のう ち少ない金額)
・	15	16	17	18	19
・	円	円	円	円	円
・					
・					
特 例 事 業 年 度	超 過 控 除 対 象 額 の 計 算				
	非特定連結欠損金に係 る控除未済額 (別表七の二付表一「16」)	特例の適用がない場合の 非特定連結欠損金当期控 除 額 ((20) と (別表七の二付表一「 2」-当該特例事業年度前の 別表七の二付表一「8」の合計 額 - 当該特例事業年度の (11)) のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	(20)のうち超過控除可 能額 (20) - (21)	投 資 額 残 額 (8) - (当該特例事業年度 前の(28) + 当該特例事業 年度の(19))	各連結法人の投資額残 額の合計額 (各連結法人の(23)の合計 額)
・	20	21	22	23	24
・	円	円	円	円	円
・					
・					
特 例 事 業 年 度	超 過 控 除 対 象 額 の 計 算				
	連結所得金額控除限度超過額 (2) - (当該特例事業年度前の(5) + 当該特例事業年度の(3))	超 過 控 除 対 象 額 ((22) 、 (24) と (25) のうち少ない 金額)	超過控除対象額のうち当該連結 法人の投資の額に対応する部分 の金額 (26) × $\frac{(23)}{(24)}$	特例の適用を受けた金額のう ち当該連結法人の投資の額に 対応する部分の金額 (19) + (27)	
・	25	26	27	28	
・	円	円	円	円	
・					
・					
計					

「5の計」欄

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10657」
 ③ 「適用額」欄：「5の計」欄の金額

別表八の二
「12」欄に記載がある場合又は「26」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連 事 年 度	結 業 度	法人名
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (19の計)	1	円
受 取 配 当 等 の 額 (22の計)	2	
負 債 当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	3	
連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	4	
国 外 支 配 株 主 等 に 係 る 負 債 の 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 又 は 対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(一)「35」と別表十七の二(一)「32」のうち多い金額)	5	
連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(二)「10」)	6	
「12」欄		
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (3) × 20%	14	
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細		
受 取 配 当 等 の 額 の 計 算 期 間	19	
受 取 配 当 等 の 額	23	
左 の うち 益 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額	24	
左 記 以 外 の 特 例 非 支 配 目 的 株 式 等 に 係 る 配 当 等 の 額	25	
受 取 配 当 等 の 額	26	
左 の うち 益 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額	27	
左 記 以 外 の 特 例 非 支 配 目 的 株 式 等 に 係 る 配 当 等 の 額	28	
受 取 配 当 等 の 額	29	
左 の うち 益 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額	30	
左 記 以 外 の 特 例 非 支 配 目 的 株 式 等 に 係 る 配 当 等 の 額	31	
受 取 配 当 等 の 額	32	
左 の うち 益 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額	33	
左 記 以 外 の 特 例 非 支 配 目 的 株 式 等 に 係 る 配 当 等 の 額	34	

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (19の計)	1	円
受 取 配 当 等 の 額 (22の計)	2	
負 債 当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	3	
連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	4	
国 外 支 配 株 主 等 に 係 る 負 債 の 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 又 は 対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(一)「35」と別表十七の二(一)「32」のうち多い金額)	5	
連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(二)「10」)	6	

「12」欄
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の104第1項」
② 「区分番号」欄：「10566」
③ 「適用額」欄：「12」欄の金額

当 期 末 現 在 額				
計				

完全子法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額
				19
				円

関連法人株式等	発行法人名	本店	受取配当等の額の合計額

その他株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	左記以外の特例非支配目的株式等に係る配当等の額
			23	24	25
			円	円	円

非支配目的株式等	株式等の発行法人名又は銘柄	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	左記以外の特例非支配目的株式等に係る配当等の額	左記以外の特例非支配目的株式等に係る配当等の額	左記以外の特例非支配目的株式等に係る配当等の額
					26	27	28	29	30
					円	円	円	円	円

別表八の二 令四・四・一以後終了連結事業年度分

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	(	)	円
国 家 戦 略 特 別 区 域 の 名 称	1		特 別 控 除 額 及 び 益 金 算 入 額 の 計 算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 ((別表四「26の①」+「32の①」)+別表四付表「9の①」)又は(別表四の二「33の①」+「40の①」)	5					
				軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6					
設 立 年 月 日	2	・ ・		(5) と (6) の う ち 少 な い 金 額	7					
				特 別 控 除 額 $((7) \text{ 又は 別表十(二)付表「11」} \times \frac{20}{100})$	8					
指 定 法 人 と し て の 指 定 を 受 け た 日	3	・ ・		要 加 算 調 整 額	9					
				差 引 特 別 控 除 額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10					
特 定 事 業 の 内 容	4			差 引 益 金 算 入 額 (9) - (8) (マイナスの場合は0)	11					

別表十(二) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「8」欄

国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10577」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
--------------	------------	-----	-----

別表十(三) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書												
準備金の名称			1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額		12	円			
当期積立額			2	円		当期益金算入額		13				
積立限度額の計算	取引の基計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3			5年を経過した場合の益金算入額(25の計)		14				
		取引基準額	4			同上以外の場合による益金算入額(26の計) + (27の計)		15				
		(3) × $\frac{12}{100}$				計						
						(13) + (14)						
限度額の計算	所得基準額	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額(2) - (11)		16				
		鉱物の販売に係る所得金額(3) - (5)	6			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12) - (15) + (16)		17				
		租税特別措置法施行令第12項又は旧租税法第4項若しくは				貸						
		探掘所得				貸供対照表に計上されている						
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合												
(1) 探鉱準備金の損金算入((2)に該当するもの以外)												
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の61第1項」												
② 「区分番号」欄：「10202」												
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額												
(2) 探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)												
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の61第8項」												
② 「区分番号」欄：「10202」												
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額												
(3) 海外探鉱準備金の損金算入												
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の61第2項」												
② 「区分番号」欄：「10465」												
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額												

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

別表十(四)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	・	認定計画に記載された計画期間	2	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	・	
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算									
一日当たり利益金の計算	日本船舶の名称	4							
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6							
	$(6) \times \frac{1}{100} \times 120 \text{円}$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180 \text{円})$	7	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(8) \times \frac{1}{100} \times 90 \text{円}$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135 \text{円})$	9	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(10) \times \frac{1}{100} \times 60 \text{円}$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90 \text{円})$	11	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン以上の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(12) \times \frac{1}{100} \times 30 \text{円}$								
日本船舶の純トン数	(7) + (9)								
日本船舶									
日本船舶の稼動日数	16	日	日	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円
損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18	円	損金算入額 (18) - (19)	20	円				
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19	円	益金算入額 (19) - (18)	21	円				

「20」欄

対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の62の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10467」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定の取消日	22	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23	円
前金額までの合計損額の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (24) - (25)	
		24	25	26	
	・	円	円	円	
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	合計				

別表十(七)
「6」、「22」、「27」又は「31の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十(七)
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書					
医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6
損金算入限度額の計算					
社会保険診療報酬に係る収入金額				法定経費率による経費の額	
2,500万円以下の金額					
2,500万円を超え3,000万円以下の金額					
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			(9) × 100	14
4,000万円を超え5,000万円以下の金額					
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)					
II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る損金算入に関する明細書					
肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21
譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書					
基金に係る法人名	23				
基金の名称					
告示					
当期に支出した負担金等の額	26				
同上のうち損金の額に算入した金額	27				

IV 特定投資運用業者の業績連動給与の損金算入に関する明細書					
連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95の2第1項」					
② 「区分番号」欄：「10656」					
③ 「適用額」欄：「31の計」欄の金額					
同上のうち損金の額に算入した金額	31				

「14」、「16」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連 事 業 年	結 業 度	:	:	法人名	()	
特	情報通信産業特別地区の区域	特定事業等に係る連結所得金額			13	円
		特 別 控 除 額 $((13) \text{又は} ((22) \times \frac{(13)}{(19)}) \times \frac{40}{100})$			14	
		国際物流拠点産業集積地域の区域			15	
		特定事業等に係る連結所得金額			15	
		特 別 控 除 額 $((15) \text{又は} ((22) \times \frac{(15)}{(19)}) \times \frac{40}{100})$			16	
		特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)			17	
除	経済特区・金融活性化地域	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」)			18	
額	等軽	調整対象連結所得金額			19	
		繰上損金額			20	
算	ある等の場合の計算	軽減対象連結欠損額の合計額			21	
		調整軽減対象連結所得金額 $((18) \text{と} ((19) - (20) - (21)) \text{のうち少ない金額})$			22	

別表十の二(一) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

別表十の二(二)

「22」、「35」、「38」、「41」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 事 年	結 業 度	法人名	()
-------------	-------------	-----	-----

別表十の二(二)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に 対応する部分の帳簿価額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	円	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
	同補収益補償金のうち対価 上償補償金に相当する部分の額	6		同上のうち補償金等の 額に係る譲渡経費の額	17	
	以金経費補償金のうち対価 外の補償金に相当する部分の額	7		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18	
	の額移転補償金のうち対価 補償金に相当する部分の額	8		当期において設けた特別勘定 の金額に算入した金額	19	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		当該資産の譲渡をした連結法人 が当該譲渡の日において特別 控除の規定の適用を受けた金額	20	
特別交換取	特別控除に係る	10		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21	
同上の交				特別控除額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額	22	
支払った						

P43参照

II 特定事業の用地買収等により譲渡した場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		特定場合 当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	・	特別控除残額 2,000万円 - (33)	34	
取得した対価の額	25	円	特別控除額 ((32)と(34)のうち少ない金額)	35	
交換取得資産の価額	26		特定場合 当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27		特別控除残額 1,500万円 - (36)	37	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		特別控除額 ((32)と(37)のうち少ない金額)	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	農地の 譲渡の 特別 控除 規定の 適用 を受けた 金額	39	
	譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額	30	特別控除残額 800万円 - (39)	40	
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特別控除額 ((32)と(40)のうち少ない金額)	41	
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		特定特 等の特 定を別 の課税 長所 有場 合に おける 連結 所得 の計算 に算入 した金額	42	
			特別控除残額 1,000万円 - (42)	43	
			特別控除額 ((32)と(43)のうち少ない金額)	44	

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45)/(48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特別控除残額 5,000万円 - (49)	50	
					特別控除額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51	

別表十の二(二)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法及び令和2年旧冲特令第63条の4の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	「第68条の73第1項」、「第68条の73第2項」、「第68条の73第7項」又は「令和2年旧措置法施行令第39条の101第5項」	10215	「22」欄の金額

「35」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	「35」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	「38」欄の金額

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	「41」欄の金額

「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	「44」欄の金額

別表十の二(三)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

連 結 業 年 度			法人名	()
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十の二(三)付表「11」の合計)			1	円
当期連結所得別基準額の計算	個別所得金額仮計基準額 (別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	2	調整個別所得金額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(9) (マイナスの場合は0)	10
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	3	連結所得金額仮計基準額 (別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」+「52の①」-「35の①」)	11
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	4	翌期繰越連結欠損金額 (別表七の二「1の計」-「3の計」)	12
	農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)	5	調整連結所得金額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	13
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	6	連結親法人及びその各連結子法人の調整個別所得金額の合計額	14
	控除未済連結欠損金額個別帰属額 (別表七の二付表一「9の計」)	7	調整個別所得金額限度額 (13) × $\frac{(10)}{(14)}$	15
	連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」)	8	当期連結所得個別基準額 ((10) と (15) のうち少ない金額) (125億円を超える場合は125億円)	16
	連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」)	8	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額 ((1) と (16) のうち少ない金額)	17
当期益金算入額の計算				
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十の二(三)付表「13」の合計)	18	円	当期益金算入額 (18)+(19)	20
同上以外の場合の益金算入額 (別表十の二(三)付表「14」の合計)	19	円		

別表十の二(三)

令四・四・一以後終了連結事業年度分

「17」欄

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の98第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10639」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

別表十二(一)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		当期均等益金算入額 (25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定	3	第 号	同上以外の場合による 益金算入額 (26の計)	14	
特 定 株 式 等 の 認 定	4	第 号	計 (13) + (14)	15	
当 期 積 立 額	5		当期積立額のうち損金算入額 (5) - (11)	16	
積立限度額の計算	6		期末海外投資等 損失準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17	
	7		貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	18	
	8		差 (18) - ()		
	9		貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20	
	10		当期に生じた差額の合計額 (11) + (20)	21	
積立限度超過額 (5) - (10)	11		前期末における差額 (前期の(19))	22	
益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の 準備金の額	当期益金算入額 5年経過後5年間 均等益金算入による 場合 (23) × $\frac{1}{60}$	(25) 以外の場合	翌期繰越額 (24) - (25) - (26)
	23	24	25	26	27
積立から5年を経過した日の翌日の	・ ・	円	円	円	
	・ ・				円
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
積立から5年を経過しない日の翌日の	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
当 期 分					
計		円	円	円	

P46参照

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第1号)	10187	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第2号)	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第3号)	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第4号)	10190	

※ 「第68条の43第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)
「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	--------	-----	-----

別表十二(二) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(六)
「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	(	)	
特定廃棄物最終処分場の所在地		1	円	翌期繰越金額	期首特定災害防止準備金の金額		7	円		
特定廃棄物最終処分場の名称		2			当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8			
						同上以外の場合による益金算入額	9			
						計 (8) + (9)	10			
当期準備金積立額		3	円	の計算	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (6)		11			
積立限度額の計算	当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額				4	期末特定災害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)		12		
						貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		13		
	積立限度額 (4) × $\frac{\quad}{100}$				5	差引 (13) - (12)		14		
積立限度超過額 (3) - (5)			円	の差額の明細	当期	貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((3) - ((13) - 前期の(13)))	15			
					前分	当期に生じた差額の合計額 (6) + (15)	16			
					前前期分	前期末における差額 (前期の(14))	17			

別表十二(六) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「11」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の46第1項」※1又は「第68条の46第6項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10193」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()	円
特定原子力発電施設の名称		1		繰越金算入額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額		18	
積立期間		2	・ ・					
当期積立額		3			当期解体費用を支出した場合の益金算入額		19	
当期末の解体費用見積額		4						
累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$		5			累積限度超過額 (17)		20	
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)		6						
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)		7			その他の場合による 益金算入額		21	
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額		8						
計 (6) + (7) - (8)		9						
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$		10			当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)		23	
積立限度超過額 (3) - (10)		11			期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)		24	
累積限度基準額 (5)		12			貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金		25	

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2

② 「区分番号」欄：「10196」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

()

門

「9」欄

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10597」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十二(十) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1							合 計
異常危険準備金の繰越額の計算	2	円	円	円	円	円	円	円
期首異常危険額の繰越額	3							
当期異常災害損失等額の繰越額	4							
同以上以外の場合による益金算入額	5							
計 (3) + (4)	6							
10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2) - (5)	7							
当期積立額	8							
正味収入保険料等	9	()	()	()	()	()	()	
積立率	10	円	円	円	円	円	円	
積立限度額 (8) × (9)	11							円
差引積立限度超過額 (7) - (10)	12							
10年洗替前の異常危険金の金額	13							
「7」欄	14							
保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合	15							
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の55第1項」※1又は「第68条の55第13項」※2	16							
② 「区分番号」欄：「10197」	17							
③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)	18							
※1 ※2に該当するもの以外	19							
※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合	20							
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合	21							
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の56第1項」※1又は「第68条の56第9項」※2	22							
② 「区分番号」欄：「10198」	23							
③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)	24							
※1 ※2に該当するもの以外	25							
※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合	26							
積立後10年を経過した額 (13)と(25)のうち少ない金額	27							円
限度超過額合計 (11) + (26)	28							
期末異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (27)	29							
貸借対照表に計上されている異常危険準備金	30							
差引 (29) - (28)	31							
貸借対照表の取崩不足額 ((5) + (26)) - ((7) - ((29) - 前期の(29)))	32							
当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	33							
前期末における差額 (前期の(30))	34							

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十二(十一)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平 ・ ・	期首	関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	
当期積立額	2		均等	基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2) のうち損金経理 による積立額	3		益金	均等益金算入額	18	
(2) のうち剰余金の 処分による積立額	4		算入	(17) × —	18	
空港用地額の 取得価額の算	5	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	繰上	同益	同上以外の場合による 金額	19
空港用地取得価額基準額 (5) × $\frac{1}{10}$	6		算入	計 (18) + (19)	20	
指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「45の①」又は(別表四の 二「48の①」+「49の①」+「50 の①」+「51の①」)	7		の	当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
新関空会社所得金額	8		計	期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22	
新関空会社欠損金額	9		算	貸借	貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23
((7) + (8)) 又は ((7) - (9)) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10		対	差引 (23) - (22)	24	
所得基準額 (7) - (10)	11		照	取崩不足額 - 前期の(23))	25	
			表	超過額 (14)	26	
			の			
業務算			差	当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27	
積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14		分	前期以前分		
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15		明	前期末における差額 (前期の(24))	28	

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10404」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書					事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()				
当	期	積	立	額	1	円	翌期整備	首 中 部 国 際 空 港 備 準 備 金 の 金 額	11	円		
(1)の 内訳	(1)のうち損金経 理による積立額	2		繰越金算入額の計算	均等益金算入額	基準事業年度の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12					
									均等益金算入額 (12)×――	13		
	(1)のうち剰余金の 処分による積立額	3			同上以外の場合による益金算入額	14						
								累計限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時点における中部国際空港用地の帳簿価額)	4		計 (13) + (14)	15
空港用地取得の価額の算入額	5		当期積立額のうち損金算入額 (10)	16								
限度額	累計限度基準額残額 (4)－((11)－(14))	6		貸借対照	期末中部国際空港整備準備金の金額 (11)－(15)＋(16)	17						
								貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18			
	所得又は連結所得の金額 (別表四「45の①」)又は(別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」)	7			差 引 (18)－(17)	19						
	中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合					貸借対照表の取崩不足額 (18)－前期の(18))					20	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57の2第1項」												
② 「区分番号」欄：「10464」												
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額										限度超過額 (1)－(9)	21	
算	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額)	9		の 差 額	当期に生じた差額の合計額 (20)＋(21)	22						
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額)					10		前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))	23			

別表十二(十二)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・

法人名

()

別表十二(十三)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	3	円	円	円	円	円
当 期 特 別 修 繕 費 を 支 出 し た 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3) - (4) - (6))と(24)のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)	8					
当 期 積 立 額	9					
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積 立 限 度 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)	16					円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
差 引 (18) - (17)	19					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の58第1項」※1又は「第68条の58第9項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10379」
 ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

平成25年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当 期 益 金 算 入 額 の 計 算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 ・ ・	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	31	円
	同 上 の 日 に お け る 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	26	円		当 期 益 金 算 入 額 (30)	32	
	当期の月数 120	27	—		期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (31) - (32)	33	
	10 年 均 等 取 崩 金 額 (26) × (27)	28	円		貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金	34	
	同上以外の場合による益金算入額	29			差 引 (34) - (33)	35	
	当 期 益 金 算 入 額 (28) + (29)と(31)のうち少ない金額)	30			当 期 積 立 額	36	
					貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (30) - ((36) - ((34) - 前期の(34)))	37	
					計 (36) + (37)	38	
				前 期 前 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(35))	39	

別表十二(十四)

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(十四) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書									
認定計画等の種類	1		翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11		円		
交付金等の該当号	2	第 号	当期繰越額	5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	12				
交付金等の額	3		当期繰越額	同上以外の場合による益金算入額 (26の計) + (27の計)	13				
当期積立額	4		当期繰越額	計 (12) + (13)	14				
(4)の 内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5	当期繰越額	当期積立額のうち損金算入額 (10)	15				
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	当期繰越額	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (11) - (14) + (15)	16				
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	当期繰越額	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金 差 引	17				
	所得基準額 (別表四「45の①」 - (12) - 別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」 - (12) - 別表四の二付表「35の①」)	8	当期繰越額	(17) - (16)	18				
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額	9	当期繰越額	貸借対照表の取崩不足額 (14) - ((4) - ((17) - 前期の(17)))	19				
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額	10		当期繰越額	積立限度超過額 (4) - (9)	20				
			当期繰越額	当期に生じた差額の合計額 (19) + (20)	21				
			前期分	前期末における差額 (前期の(18))	22				
益金算入額の計算									
「10」欄	当期の積立額のうち損金算入額	準備金	当期の積立額のうち損金算入額	5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額	(24) - (25) - (26) - (27)	28
農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の64第1項」									
② 「区分番号」欄：「10347」									
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額									
： ：									
当期分									
計									

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29					計
	取得年月日	30	・ ・	・ ・	・ ・		
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円	
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32					
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33					
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34					
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額	35					
	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額 (25の計)	36					
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額 (26の計)	37					
	(3)のうち準備金積み立てられなかった交付金等の金額 (35) + (36) + (37)	38					
	所得基準額 (別表四「45の①」 - (10) - (12) - 別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」 - (10) - (12) - 別表四の二付表「35の①」)	39					
	取得価額基準額 (31) - 1円	40	① 円	② 円	③ 円	①+②+③	
	圧縮限度額 (38)、(39)と(40)のうち少ない金額	41					
	個別資産の圧縮限度額	42	円	円	円	円	
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 (32)と(42)のうち少ない金額	43	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥ 円	

「43の計」欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の65第1項」

② 「区分番号」欄：「10348」

③ 「適用額」欄：「43の計」欄の金額

別表十三(四)
「25」、「33」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

				事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	()
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替	取得した代替資産の種類	24		
	収用換地等による譲渡年月日	2		資産	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25		円
	譲渡資産の種類	3		圧縮	代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	26		
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	円	について	圧縮限度額 (26) × (23)	27		
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		帳簿価額の減額等	前を資期し産いたで前減あに価る取償場得却合	28		
	同補上償以金外の額の額	6			前期末の取得価額	29		
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7			圧縮限度額 (27) × (29) (28)	30		
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8			圧縮限度超過額 (25) - ((27)又は(30))	31		
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9			取得価額に算入しない金額 (25)と(27)のうち少ない金額)又は (25)と(30)のうち少ない金額) × (28) (29)	32		
保留地の対価の額				を	特別勘定に経理した金額	33		
交換取得資産の価額				た場合	繰入限度額の計算	34		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	12		特別勘定を	繰入限度超過額 (33) - (36)	35		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13		繰入限度超過額	当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(33) - (37))	38		
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14		繰入限度超過額	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39		
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × (9) + (10) (9) + (10) + (11)	15		繰入限度超過額	当期中に益金の額に算入すべき金額	40		
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16		繰入限度超過額	期末特別勘定残額 (38) - (39) - (40)	41		
帳簿価額の計算				交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類	42		
差益割合の計算	補償金等の額又は保留地の対価に 応ずる帳簿価額 (4) × (9) + (10) (9) + (10) + (11)	17		圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	43		円
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	18		圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	44		
	取得した補償金等の額 (9)	19		圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額 (4)又は(18)	45		
	同上に係る譲渡経費の額 (14) × (9) (9) + (10) + (11)	20		圧縮限度額の計算	交換取得資産につき支払った交換差金の額	46		
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21		圧縮限度額の計算	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)又は(16)	47		
差益割合の計算	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × (9) (9) + (10) + (11)	22		圧縮限度額の計算	計 (45) + (46) + (47)	48		
	差益割合 (21) - (22) (21)	23		圧縮限度額の計算	圧縮限度額 (44) - (48)	49		
				圧縮限度超過額 (43) - (49)		50		

別表十三(四) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P57参照

別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の70第1項」又は「第68条の70第8項」	10349	「25」欄の金額 （「27」又は「30」欄の金額を超える場合には、これらの欄の金額）
	「第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の71第9項において準用する第68条の70第8項」	10528	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の70第8項」	10529	
	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第8項」	10531	

※ 「第68条の70第8項」、「第68条の71第9項において準用する第68条の70第8項」、「第68条の72第3項において準用する第68条の70第8項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10528」及び「10531」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の71第1項」又は「第68条の71第3項」	10350	「33」欄の金額 （「36」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」	10530	

※ 「第68条の71第3項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第1項」又は「第68条の72第5項」	10214	「43」欄の金額 （「49」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※ 「第68条の72第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)
「21」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	法人名	()	
(号該当)			事業年度又は連結事業年度	法人名	()	
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1				譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	譲渡した資産の所在地	3				計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	
	対価の額	6	円	円	円	円
	譲渡帳簿価額	7				
	譲渡に要した経費の額	8				
	計	9				
	(7) + (8)	9				
差益割合			10			
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11				
	取得した買換資産の所在地	12				
	取得年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
	取得価額	20	円	円	円	円
(14) × (18) ÷ (19)						
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21				
	買換資産の取得のための(6)の計又は(6)の計のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22				
	圧縮基礎取得価額((14)又は(20))と(22)のうち少ない金額	23				
	買換資産の取得に充てた金額	24				
	前期末の取得価額	25				
	前期末の帳簿価額	26				
	圧縮基礎取得価額(23) × (25) ÷ (24)	26				
	圧縮限度額((23)又は(26)) × (10) × 80、70又は75 ÷ 100	27				
	圧縮限度超過額(21) - (27)	28				
	取得価額に算入しない金額((21)と(27)のうち少ない金額)又は((21)と(27)のうち少ない金額) × (24) ÷ (25)	29				
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額(6の計)	30	円			円
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	31				
	特別勘定の対象となり得る金額(30) - (31)	32				
	翌期繰越額の計算	33				
	特別勘定の金額の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額((37)と(39)のうち少ない金額) ÷ 20	34				
	同上のうち前期末資産の取得に充	35				
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	35				
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額(33) - (34) - (35)	36				
	特別勘定に経理した金額	37				円
	繰入限度額(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	38				
特別勘定の繰入限度額の計算	繰入限度額(38) × (10) × 80、70又は75 ÷ 100	39				
	繰入限度超過額(37) - (39)	40				
	当初の特別勘定の金額(繰入事業年度の(37) - (40))	41				
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42				
	当期中に益金の額に算入すべき金額	43				
	期末特別勘定残額(41) - (42) - (43)	44				
その他参考となる事項						

別表十三(五) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P59参照

P60参照

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の78第1項」、「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10352	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10532	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10533	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		10356	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第4号該当)		10405	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10357	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項」若しくは「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」若しくは「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の79第8項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の80」	10540	

※ 「第68条の78第9項」、「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」又は「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の79第1項」、「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10358	「37」欄の金額 (「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10536	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10537	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		10362	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第4号該当)		10406	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10363	

※ 「第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)
「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()	別表十三(六) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
交換分合計画が公告された日		1	・	・	取得資産の圧縮額	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円	
譲渡した資産の種類		2			譲渡直前の帳簿価額(8)		14		
「13」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「10258」 ③ 「適用額」欄:「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合									
譲渡資産の明細簿	譲渡した土地等の面積		5		計算	$(14) \times \frac{(16)}{(15) + (16)}$			
	譲渡直前の帳簿価額	6		円		圧縮限度額(15)－(17)	18		
						圧縮限度超過額(13)－(18)	19		
	譲渡に要した経費の額		7			譲渡資産の圧縮額	資産の帳簿価額を減額した金額	20	
					取得資産の価額		21		
「20」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「10258」 ③ 「適用額」欄:「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合									
取得資産の明細簿	取得資産の価額		11		計算	圧縮限度額(21)－(24)	25		
	取得した土地等の面積		12	平方メートル		圧縮限度超過額(20)－(25)	26		

別表十三(七)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い
取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する
明細書事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(七) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交 換 の 年 月 日	1	・	・	交 換 取 得 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し、又 は 積 立 金 と し て 積 み 立 て た 金 額	13	円
「13」欄				適 用 額 の 帳 簿 価 額		

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10263」
 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資 産 の 明 細	譲 渡 し た 所 有 隣 接 土 地 等 の 面 積	5	円	場 取 合 得 又 し は た 交 換 場 合	計 算	$\frac{(14) \times (15) + (16)}{(15) - (17)}$	18	円
	譲 渡 帳 簿 価 額	6				圧 縮 限 度 超 過 額	19	
	譲 渡 に 要 し た 経 費 の 額	7				交 換 取 得 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し、又 は 積 立 金 と し て 積 み 立 て た 金 額	20	
「20」欄				交 換				

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10263」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資 産 の 明 細	取 得 資 産 の 価 額	11	円	出 計 算 した 場 合	額	圧 縮 限 度 超 過 額	25	円
	取 得 し た 土 地 等 の 面 積	12	平方メートル			圧 縮 限 度 超 過 額	26	

別表十三(八)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の
圧縮額の損金算入に関する明細書事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(八)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先 行 取 得 土 地 等 の 明 細							
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平	・	平	・	平	・
取得の日を含む事業年度 又は連結事業年度	2	平	・	平	・	平	・
届出書の提出年月日	3	平	・	平	・	平	・
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル		平方メートル		平方メートル	
先行取得土地等の取得価額	6	円		円		円	
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) - (7)	8						
譲 渡 土 地 等 の 明 細							
譲渡土地等の譲渡年月日	9	・	・	・	・	・	計
譲渡	10						
対	平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の85第1項」※1又は「第68条の85第7項」※2 ② 「区分番号」欄：「10264」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合						
譲渡利益金額の計算	15						
圧縮限度額の計算	16	①	②	③	④	⑤	
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17						
((15)の計) × (80%又は60%)	18						
(18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①+②	(21)の①+②+③	(21)の①+②+③+④	
(18) - (19)	20						
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21						
圧縮限度超過額 (17) - (21)	22						

別表十三(九)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
円			円
賦課金の額	1	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2	圧縮の(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6
差引賦課金の額 (1) - (2)	3	圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7
取得した試験研究用資産の種類	4	圧縮限度超過額 (5) - (7)	8

別表十三(九) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「5」欄

技術研究組合の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の94第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10366」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1	告示年月日	4	・ ・
助成金等を交付した者	2	告示番号	5	第号
助成金等の交付を受けた年月日	3	・ ・	交付を受けた助成金等の額	6
円				
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算				
帳簿価額の減額等をした場合		特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18
損金不算入額 (8) - (7)	9		(12) - (14)	
転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額	19
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌当	
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12		(17) - (19)	
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		繰越	
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		額	
圧縮限度額の計算	15		当期中に益金の額に算入すべき金額	22
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16		計	
			期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23

P66参照

別表十三(十)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第68条の102第1項	10271	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第68条の102第2項」又は「第68条の102第3項」	10272	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
	「第68条の102第10項において準用する第68条の102第2項」又は「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」	10542	

※ 区分番号「10272」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「10542」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第68条の102第3項」及び「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (特別勘定を設けた場合)	「第68条の102第4項」又は「第68条の102第6項」	10273	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

※ 「第68条の102第6項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(六)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十四(六)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額	8					
「14」欄 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の72第10項」 ② 「区分番号」欄: 「10565」 ③ 「適用額」欄: 「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した資産の「14」欄の金額						
利益額の調整	当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13				
	翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14				
譲渡損失額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15				
	当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16				
	翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17				
当期に譲渡法人において生じた調整事由		18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()
簡便法に 当期損 益計算 する場 合は合 算する	償却期間の月数 〔譲渡法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
	当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22				
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
	当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26				

別表十四の二
「26」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する
明細書

連 事 年	結 業 度	法人名	
円	円		
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100
101	102	103	104
105	106	107	108
109	110	111	112
113	114	115	116
117	118	119	120
121	122	123	124
125	126	127	128
129	130	131	132
133	134	135	136
137	138	139	140
141	142	143	144
145	146	147	148
149	150	151	152
153	154	155	156
157	158	159	160
161	162	163	164
165	166	167	168
169	170	171	172
173	174	175	176
177	178	179	180
181	182	183	184
185	186	187	188
189	190	191	192
193	194	195	196
197	198	199	200
201	202	203	204
205	206	207	208
209	210	211	212
213	214	215	216
217	218	219	220
221	222	223	224
225	226	227	228
229	230	231	232
233	234	235	236
237	238	239	240
241	242	243	244
245	246	247	248
249	250	251	252
253	254	255	256
257	258	259	260
261	262	263	264
265	266	267	268
269	270	271	272
273	274	275	276
277	278	279	280
281	282	283	284
285	286	287	288
289	290	291	292
293	294	295	296
297	298	299	300
301	302	303	304
305	306	307	308
309	310	311	312
313	314	315	316
317	318	319	320
321	322	323	324
325	326	327	328
329	330	331	332
333	334	335	336
337	338	339	340
341	342	343	344
345	346	347	348
349	350	351	352
353	354	355	356
357	358	359	360
361	362	363	364
365	366	367	368
369	370	371	372
373	374	375	376
377	378	379	380
381	382	383	384
385	386	387	388
389	390	391	392
393	394	395	396
397	398	399	400
401	402	403	404
405	406	407	408
409	410	411	412
413	414	415	416
417	418	419	420
421	422	423	424
425	426	427	428
429	430	431	432
433	434	435	436
437	438	439	440
441	442	443	444
445	446	447	448
449	450	451	452
453	454	455	456
457	458	459	460
461	462	463	464
465	466	467	468
469	470	471	472
473	474	475	476
477	478	479	480
481	482	483	484
485	486	487	488
489	490	491	492
493	494	495	496
497	498	499	500
501	502	503	504
505	506	507	508
509	510	511	512
513	514	515	516
517	518	519	520
521	522	523	524
525	526	527	528
529	530	531	532
533	534	535	536
537	538	539	540
541	542	543	544
545	546	547	548
549	550	551	552
553	554	555	556
557	558	559	560
561	562	563	564
565	566	567	568
569	570	571	572
573	574	575	576
577	578	579	580
581	582	583	584
585	586	587	588
589	590	591	592
593	594	595	596
597	598	599	600
601	602	603	604
605	606	607	608
609	610	611	612
613	614	615	616
617	618	619	620
621	622	623	624
625	626	627	628
629	630	631	632
633	634	635	636
637	638	639	640
641	642	643	644
645	646	647	648
649	650	651	652
653	654	655	656
657	658	659	660
661	662	663	664
665	666	667	668
669	670	671	672
673	674	675	676
677	678	679	680
681	682	683	684
685	686	687	688
689	690	691	692
693	694	695	696
697	698	699	700
701	702	703	704
705	706	707	708
709	710	711	712
713	714	715	716
717	718	719	720
721	722	723	724
725	726	727	728
729	730	731	732
733	734	735	736
737	738	739	740
741	742	743	744
745	746	747	748
749	750	751	752
753	754	755	756
757	758	759	760
761	762	763	764
765	766	767	768
769	770	771	772
773	774	775	776
777	778	779	780
781	782	783	784
785	786	787	788
789	790	791	792
793	794	795	796
797	798	799	800
801	802	803	804
805	806	807	808
809	810	811	812
813	814	815	816
817	818	819	820
821	822	823	824
825	826	827	828
829	830	831	832
833	834	835	836
837	838	839	840
841	842	843	844
845	846	847	848
849	850	851	852
853	854	855	856
857	858	859	860
861	862	863	864
865	866	867	868
869	870	871	872
873	874	875	876
877	878	879	880
881	882	883	884
885	886	887	888
889	890	891	892
893	894	895	896
897	898	899	900
901	902	903	904
905	906	907	908
909	910	911	912
913	914	915	916
917	918	919	920
921	922	923	924
925	926	927	928
929	930	931	932
933	934	935	936
937	938	939	940
941	942	943	944
945	946	947	948
949	950	951	952
953	954	955	956
957	958	959	960
961	962	963	964
965	966	967	968
969	970	971	972
973	974	975	976
977	978	979	980
981	982	983	984
985	986	987	988
989	990	991	992
993	994	995	996
997	998	999	1000
1001	1002	1003	1004
1005	1006	1007	1008
1009	1010	1011	1012
1013	1014	1015	1016
1017	1018	1019	1020
1021	1022	1023	1024
1025	1026	1027	1028
1029	1030	1031	1032
1033	1034	1035	1036
1037	1038	1039	1040
1041	1042	1043	1044
1045	1046	1047	1048
1049	1050	1051	1052
1053	1054	1055	1056
1057	1058	1059	1060
1061	1062	1063	1064
1065	1066	1067	1068
1069	1070	1071	1072
1073	1074	1075	1076
1077	1078	1079	1080
1081	1082	1083	1084
1085	1086	1087	1088
1089	1090	1091	1092
1093	1094	1095	1096
1097	1098	1099	1100
1101	1102	1103	1104
1105	1106	1107	1108
1109	1110	1111	1112
1113	1114	1115	1116
1117	1118	1119	1120
1121	1122	1123	1124
1125	1126	1127	1128
1129	1130	1131	1132
1133	1134	1135	1136
1137	1138	1139	1140
1141	1142	1143	1144
1145	1146	1147	1148
1149	1150	1151	1152
1153	1154	1155	1156
1157	1158	1159	1160
1161	1162	1163	1164
1165	1166	1167	1168
1169	1170	1171	1172
1173	1174	1175	1176
1177	1178	1179	1180
1181	1182	1183	1184
1185	1186	1187	1188
1189	1190	1191	1192
1193	1194	1195	1196
1197	1198	1199	1200
1201	1202	1203	1204
1205	1206	1207	1208
1209	1210	1211	1212
1213	1214	1215	1216
1217	1218	1219	1220
1221	1222	1223	1224
1225	1226	1227	1228
1229	1230	1231	1232
1233	1234	1235	1236
1237	1238	1239	1240
1241	1242	1243	1244
1245	1246	1247	1248
1249	1250	1251	1252
1253	1254	1255	1256
1257	1258	1259	1260
1261	1262	1263	1264

別表十六(一)
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
種 類	1					
資 構 造	2					
産 細 目	3					
取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5					
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9					
償 却 額 計 算 の 対 象 と なる 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10					
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11					
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12					
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14					
前 期 か ら 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外
合 計 (13)+(14)+(15)	16					
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	残 存 価 額	17				
	差 引 取 得 価 額 × 5 % $(9) \times \frac{5}{100}$	18				
	旧 定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額 (9)-(17)	19				
	旧 定 額 法 の 償 却 率	20				
(16)>(18) の 場 合	算 出 償 却 額 $(19) \times (20)$	21	円	円	円	円
	増 加 償 却 額 $(21) \times \text{割増率}$	22	()	()	()	()
	計 $(21)+(22)$ 又は $(16)-(18)$	23				
(16)≤(18) の 場 合	算 出 償 却 額 $((18)-1円) \times \frac{5}{60}$	24				
限 度 額 等	平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分	定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額 (9)	25			
	定 額 法 の 償 却 率	26				
	算 出 償 却 額 $(25) \times (26)$	27	円	円		円
	増 加 償 却 額 $(27) \times \text{割増率}$	28	()	()	()	()
	計 $(27)+(28)$	29				
	当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23)、(24) 又は (29)	30				
当 期 分 の 償 却 限 度 額	特 別 償 却 限 度 額	31	外 円	外 円	外 円	外 円
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	32				
	合 計 (30)+(32)+(33)	33				
当 期 償 却 額		34				
差 引	償 却 不 足 額 (34)-(35)	35				
	償 却 超 過 額 (35)-(34)	36				
償 却 超 過 額	前 期 か ら の 繰 越 額	37	外	外	外	外
	当 期 償 却 不 足 によるもの	38				
	積 立 金 取 崩 し によるもの	39				
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (37)+(38)-(39)-(40)	40				
	翌 期 に 繰 り 越 す べき 特 別 償 却 不 足 額 $((30)-(39))$ と $((32)+(33))$ の うち 少 ない 金 額	41				
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	42				
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (42)-(43)	43				
	翌 期 へ の 繰 越 額	44				
	当 期 分 不 足 額	45				
	適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 $((33)-(39))$ と (32) の うち 少 ない 金 額	46				
備 考		47				

別表十六(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
種 類	1		
資 構 造	2		
産 細 目	3		
区 取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・
分 事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5		
耐 用 年 数	6	年	年
取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円
(7)のうち積立金方式による圧縮記載の場合の償却計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8		
差 引 取 得 価 額	9		
(7)-(8)			
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10		
期末現在の積立金の額	11		
積立金の期中取崩額	12		
差 引 帳 簿 記 載 金 額	13	外△	外△
(10)-(11)-(12)			
損金に計上した当期償却額	14		
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外
合 計	16		
(13)+(14)+(15)			
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17		
償却額計算の基礎となる金額	18		
(16)-(17)			
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	19		
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	20		
旧定率法の償却率	21	円	円
算 出 償 却 額	22	()	()
(16)×(19)の場合			
増 加 償 却 額	23	()	()
(21)×割増率			
計	24		
(21)+(22)又は(18)-(19)			
算 出 償 却 額	25		
(16)≤(19)の場合			
(19-1円)× $\frac{5}{60}$			
定 率 法 の 償 却 率	26	円	円
調 整 前 償 却 額	27	円	円
(18)×(25)			
保 証 率	28	円	円
償 却 保 証 額	29	円	円
(9)×(27)			
改 定 取 得 価 額	30	円	円
(26)×(28)の場合			
改 定 償 却 率	31	円	円
(29)×(30)			
増 加 償 却 額	32	()	()
(26)又は(31)×割増率			
計	33		
(26)又は(31)+(32)			
当期分の普通償却限度額等	34		
(23)、(24)又は(33)			
当期分の償却特別措置法別表第1の2に規定する特別償却限度額	35	条 項	条 項
特別償却限度額	36	外 円	外 円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37		
合 計	38		
(34)+(36)+(37)			
当 期 償 却 額	39		
償 却 不 足 額	40		
(38)-(39)			
償 却 超 過 額	41		
(39)-(38)			
償 却 前 期 からの 繰 越 額	42	外	外
当期認められる積立金取崩しによるもの	43		
損 金 額	44		
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額	45		
(41)+(42)-(43)-(44)			
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46		
((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額			
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47		
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額	48		
(46)-(47)			
翌期繰越額の不足額	49		
・ ・			
当 期 分 不 足 額	50		
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	51		
((40)-(43))と(36)のうち少ない金額			
備考			

別表十六(二) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P73～76参照

P76参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用
減価償却資産の償却額の計算に関する明細書事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十六(三) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月	5							
取得価額	取得価額又は製作価額	6	外	円外	円外	円外	円外	円	
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7							
	差引取得価額	8							
	(6) - (7)								
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9							
帳簿価額	期末現在の積立金の額	10							
	積立金の期中取崩額	11							
	差引帳簿記載金額	12	外△	外△	外△	外△	外△		
	(9) - (10) - (11)								
	損金に計上した当期償却額	13							
額	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外		
	合計	15							
	(12) + (13) + (14)								
鉱山の寿命数	16		年		年		年	年	
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17								
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン	トン	
経済的採掘可能数量	19								
当期産出鉱量	20								
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21		円		円		円	円
	残存価額	22							
	差引取得価額 × 5 %								
	(8) × $\frac{5}{100}$								
	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	23							
	(8) - (21)								
	鉱量1トン当たり償却金額	24							
	(15) > (22) の場合								
	(23)								
	((18)又は(19)のうち少ないトン数)								
算出償却額	25								
((20) × (24))又は((15) - (22))									
算出償却額	26								
((22) - 1円) × $\frac{1}{60}$									
生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	27								
(8)									
鉱量1トン当たり償却金額	28								
(27)									
((18)又は(19)のうち少ないトン数)									
算出償却額	29								
(20) × (28)									
当期分の普通償却限度額	30								
(25)、(26)又は(29)									
当期分の償却限度額	31		条	項	条	項	条	項	
特又償却特別は却特別償却に別増上償	32		外	円外	円外	円外	円外	円	
租税特別措置法適用条項	33								
特別償却限度額	34								
(30) + (32) + (33)									
当期償却額	35								
償却不足額	36								
(34) - (35)									
償却超過額	37								
(35) - (34)									
前期からの繰越額	38	外	外				外		
償却超過額	39								
当期内容	40								
償却不足によるもの	41								
積立金取崩しによるもの	42								
差引合計翌期への繰越額	43								
(37) + (38) - (39) - (40)									
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	44								
((36) - (39))と((32) + (33))のうち少ない金額									
当期において切り捨てる特別償却不足額	45								
当不足額又は合併等特別償却不足額	46								
差引翌期への繰越額	47								
(42) - (43)									
翌期の期越内の額	48								
当期分不足額	49								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	50								
((36) - (39))と(32)のうち少ない金額									
備考									

P73～76参照

P76参照

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十六(五) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
帳 簿 備 額	耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年
	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外	円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8						
	差 引 取 得 価 額	9						
	(7) - (8)							
	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10						
	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11						
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12						
	差 引 帳 簿 記 載 金 額	13	外△	外△	外△	外△	外△	
	(10) - (11) - (12)							
	損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14						
	前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外	
	合 計	16						
	(13) + (14) + (15)							
	前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	17						
	旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額	18						
	(16) - (17)							
	当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額	19			
		旧定額法	旧定額法の償却率	20				
		旧定率法	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額	21	円	円	円	円
		旧定率法	旧定率法の償却率	22				
		算 出 償 却 額	((19) × (20)) 又は ((21) × (22))	23	円	円	円	円
		定額法	定額法による償却額計算の基礎となる金額	24				
		定額法	定額法の償却率	25				
		定率法	定率法による償却額計算の基礎となる金額	26	円			円
		定率法	定率法の償却率	27				
		算 出 償 却 額	((24) × (25)) 又は ((26) × (27))	28	円	円	円	円
当 期 分 の 特 別 償 却 限 度 額	当期分の普通償却限度額	29						
	特 別 償 却 限 度 額	30	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)	
	前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	31						
	口	32						
	(29) + (30) + (31)							
	差 引 取 得 価 額 × 50 %	33	(9) × $\frac{50}{100}$					
	当 期 償 却 可 能 限 度 額	34						
	当 期 の 通 常 償 却 額	35	((32) 又は (34) のうち少ない金額)					
	取 替 え た 新 た な 資 産 に 係 る 損 金 算 入 額	36						
	償 却 限 度 額	37	(35) + (36)					
当 期 分 の 差 引 償 却 超 過 額	当 期 償 却 額	38						
	償 却 不 足 額	39	(37) - (38)					
	償 却 超 過 額	40	(38) - (37)					
	前 期 か ら の 繰 越 額	41	外	外	外	外		
	当 期 容 積 金 額	42						
	償 却 不 足 に よ る も の	43						
	積 立 金 取 崩 し に よ る も の	44						
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額	45	(40) + (41) - (42) - (43)					
	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額	46	((39) - (42)) と ((30) + (31)) のうち少ない金額					
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	47						
特 別 償 却 不 足 額	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額	48	(45) - (46)					
	翌 期 の 期 越 内 へ の 額 記	49	・ ・					
	当 期 分 不 足 額	50						
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額		((39) - (42)) と (30) のうち少ない金額					
備考								

P73～76参照

P76参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P79～82参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	10030	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10605	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項	10291	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の3第1項	10580	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10551	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項	10584	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の6の2第1項	10636	
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	第68条の15の7第1項	10644	
	第68条の15の7第3項	10648	
特定船舶の特別償却	第68条の16第1項第1号	10623	
	第68条の16第1項第2号	10625	
	第68条の16第1項第3号	10627	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	第68条の17第1項	10504	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項の表の第1号	10591	
	第68条の18第1項の表の第2号	10593	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第1項	10303	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第68条の20第1項	10629	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第68条の25第1項	10658 ※1	
	第68条の25第2項	10660 ※2	

※1 区分番号「10658」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10660」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に基盤確立事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却）	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第1号)	10510	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第2号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第3号)	10516	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の27第2項」又は「旧令和2年改正前措置法第68条の27第1項」 (旧令和2年改正前措置法第45条第1項の表の第4号)	10134	

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度については、旧令和2年改正前措置法の条項を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第3項の表の第1号	10653 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第68条の27第3項の表の第2号	10556 ※2	
	第68条の27第3項の表の第3号	10543 ※3	
	第68条の27第3項の表の第4号	10519 ※4	

- ※ 1 区分番号「10653」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※ 2 区分番号「10556」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第3項の表の第2号)を記載してください。
- ※ 3 区分番号「10543」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第3項の表の第3号)を記載してください。
- ※ 4 区分番号「10519」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第3項の表の第4号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第68条の29第2項	10631	
	第68条の29第3項	10633	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	第68条の31第1項	10330	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第68条の33第1項	10595 ※	

- ※ 区分番号「10595」は、平成30年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、平成30年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の33第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
輸出事業用資産の割増償却	第68条の34第1項	10662 ※	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

- ※ 区分番号「10662」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に輸出事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割増償却	第68条の35第1項 (同条第3項第1号)	10449	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	「第68条の35第1項」又は「平成31年旧措置法第68条の35第1項」 (「第68条の35第3項第2号」又は「平成31年旧措置法第68条の35第3項第1号ロ」)	10452	
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第68条の36第1項	10342 ※	
	第68条の36第1項	10575 ※	

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」	10186	別表十六(一)「33」欄、別表十六(二)「37」欄、別表十六(三)「33」欄又は別表十六(五)「31」欄の金額(これらの欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)

別表十六(六)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度：
：

法人名

()

「8」欄

事業適応設備を取得した場合等の特別償却（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の7第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10646」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) 「8」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P79～82参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

分 の 償 却 限 度 額	租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項	7	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	特 別 償 却 限 度 額	8	外 円 外 円 外 円 外 円 外 円				
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9					
	合 計 (6) + (8) + (9)	10					

「9」欄

特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」
- ② 「区分番号」欄：「10186」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

過 額	(12)と(14)のうち少ない金額)						
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (13) + (14) - (15)	16					
特 別 償 却 不 足 額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (12)と(8)+(9)のうち少ない金額)	17					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18					
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (17) - (18)	19					
	翌 期 額 へ の 内 繰 越 額	20	・	・			
	当 期 分 不 足 額	21					
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額)	22					

Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰 延 資 産 の 種 類	23					
支 出 し た 金 額	24	円	円	円	円	円
前 期 ま で に 償 却 し た 金 額	25					
当 期 償 却 額	26					
期 末 現 在 の 帳 簿 価 額	27					

別表十六(六) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)
「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別償却準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度		・ ・ ・ ・		法人名		()	
資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 条 号	第 第 項 号	第 第 条 号	第 第 項 号	第 第 条 号	計	
	種 類	2							
	構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3							
	細 目	4							
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5							
	耐 用 年 数 等	6						年	
当 期 積 立 額		7		円		円		円	円
当 期 積 立 限 度 額	当 期 の 特 別 償 却 限 度 額	8							
	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9							
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10							
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11							
	積立不足額 割 増 償 却 の 場 合 (8) - (7)	12							
	初 年 度 特 別 償 却 の 場 合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0 の場合は(8))	13							
積 立 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 積 立 不 足 額 (10) - (7)	14							
	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15							
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16							
	翌期への繰越額の 内訳	17							
	当 期 分 (12) 又は (13)	18							
計 (17) + (18)		19							
当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 (7) と (10) の うち 少 ない 金 額		20							
合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8) - (7)		21							
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22		・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・		
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円		円		円	円
	期 首 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額	24							
	均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) × $\frac{84}{84, 60 \text{ 又は } (\text{耐用年数等} \times 12)}$	25							
	同上以外の場合による益金算入額	26							
	合 計 (25) + (26)	27							
	期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24) - (27)	28							

別表十六(九) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等 を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号))	10031	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))	10034	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))	10037	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))	10040	
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10606	
国際戦略総合特別区域 において機械等を取得した 場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10292	
地域経済牽引事業 ^{けん} の促進 区域内において特定事業 用機械等を取得した場合 の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10581	
地方活力向上地域等にお いて特定建物等を取得し た場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10552	
中小連結法人が特定経営 力向上設備等を取得した 場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10585	10637
認定特定高度情報通信技 術活用設備を取得した場 合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10637	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の7第1項)	10645	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の7第2項)	10647	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の7第3項)	10649	
特定船舶の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第1号)	10624	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第2号)	10626	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第3号)	10628	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10505	
被災代替資産等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第1号)	10592	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第2号)	10594	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10304	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10630	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10307	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の25第1項)	10659 ※1	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の25第2項)	10661 ※2	

※1 区分番号「10659」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10661」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に基盤確立事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10511	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10514	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10517	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第3項の表の第1号)	10654 ※	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第3項の表の第2号)	10557	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第3項の表の第3号)	10544	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第3項の表の第4号)	10520	

※ 区分番号「10654」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第1項)	10325	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第2項)	10632	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第3項)	10634	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
障害者を雇用する場合の 特定機械装置の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10331	「8」欄の金額
事業再編計画の認定を受 けた場合の事業再編促進 機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10596	
輸出事業用資産の割増償 却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10663 ※	

※ 区分番号「10663」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に輸出事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割 増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第3項第1号)	10450	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (「第68条の35第3項第2号」又は「平成31年旧措 置法第68条の35第3項第1号ロ」)	10453	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の36第1項)	10343 ※	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の36第1項)	10576 ※	

※ 区分番号「10343」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10576」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償 却(特別償却準備金積立 不足額)	「第68条の41第2項」、「第68条の41第3項」又は 「第68条の41第12項」	10564	「9」欄の金額 (同欄に内書と して記載した金 額がある場合に は、当該金額を 控除した金額)

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(<https://www.nta.go.jp>)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」
→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the National Tax Agency (NTA) website. The navigation path is as follows:

- Home (ホーム)
- Publications (刊行物等) → Pamphlet/Guide (パンフレット・手引)
- Corporate Tax (法人税関係) → Notice regarding the Application Amount Statement (適用額明細書に関するお知らせ)

The final page, 'Notice regarding the Application Amount Statement', contains the following information:

- 3. Consolidated Declaration (連結申告用)
- (3) Notice regarding the recording of the Application Amount Statement (適用額明細書の記載の手引)
Re: FY2022 (FY2021 for consolidated declaration) (令和4年4月1日以後終了連結事業年度分(令和4年6月))
(Note) Consolidated filers should refer to the 'Manual for Recording the Application Amount Statement (Consolidated Declaration and Others)' (適用額明細書の記載の手引き(連結申告以外の申告用)).
- (4) Application Amount Statement (適用額明細書)
Application Amount Statement (Consolidated Declaration Use) (PDF/490KB)

A QR code is provided for the notice page.

令和4年6月現在

この用紙はとじこまないでください

[illegible]